



東自旅二第1085号

許可書

鏡 賢一 殿

平成23年11月17日付け申請の一般乗用旅客自動車運送事業は、下記の条件を付し許可する。

記

営業区域

山形県

条 件

1. 輸送する旅客の範囲

輸送する旅客の範囲は、以下の(1)～(5)に掲げる者及びその付添人に限る。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- (3) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (4) 上記(1)～(3)に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者
- (5) 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者